別表三付表一　記載要領

1　この表は、連結親法人が法第16条第１項（第１号ロに係る部分に限る。）若しくは第２項から第７項までの規定の適用を受ける場合又は連結親法人以外の普通法人が同条第４項若しくは第５項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額に係る金額　⑵」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　この申告が連結親法人によるものである場合において、当該連結親法人の前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第68条の67第１項、第68条の68第１項若しくは第８項若しくは第68条の69第１項の規定又は令附則第２条第１項第１号に掲げる規定により加算された金額があるとき　当該加算された金額の4.4％相当額

⑵　この申告が連結親法人以外の普通法人によるものである場合において、当該普通法人の前課税事業年度の基準法人税額に単体税額加算規定により加算された金額があるとき　当該加算された金額の4.4％相当額

3　「差引地方法人税額⑴－⑵　⑶」の欄は、前課税事業年度が法第16条第１項第１号イに規定する最終の連結事業年度に該当する場合には、当該前課税事業年度のその普通法人に係る調整後連結地方法人税個別帰属支払額（同号イに規定する地方法人税額に係るものをいう。）を記載すること。

4　「前期実績基準額（別表三付表二「４」）又は $\left(⑶\times\frac{6}{\quad}\right)$　⑷」の欄の記載に当たっては、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次によること。

⑴　連結親法人　当該課税事業年度が最初の連結事業年度である場合には「又は $\left(⑶\times\frac{6}{\quad}\right)$」を消し、当該課税事業年度が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前課税事業年度の月数を記載した上「（別表三付表二「４」）又は」を消すこと。

⑵　⑴以外の普通法人　分母の空欄に前課税事業年度の月数を記載した上「（別表三付表二「４」）又は」を消すこと。